

学校給食費の無償化に関する意見書

学校給食は、子どもの心身の健全な発達を助長し、食育を推進する上で不可欠な役割を担っております。また、義務教育における保護者の経済的負担を軽減し、すべての子どもたちが等しく教育を受けられる環境を保障する上でも重要であると認識しております。

現在、国において学校給食費の無償化に向けた議論が進展していることを歓迎し、その意義を高く評価しております。

本議会では、かねてより、学校給食の充実と保護者負担の軽減の取組を求めており、近年は学校給食の栄養基準の充足を求め、市も当該充足分を補填する等の取組をとおしてその充実と保護者の負担軽減を図っているところであります。

今般、来年4月予定の小学校の給食無償化を巡る自民、日本維新の会、公明3党の合意案が示されましたが、給食費支援の基準額が平均月額(2023 年学校給食に関する実態調査)を基に設定されていることから、自治体間での給食の質の格差が生じる懸念があります。

また、給食食材の物価高騰が続く中で、地方自治体に新たな財政負担が生じる可能性も懸念されており、給食費支援の基準額を超える部分においては、保護者負担若しくは地方自治体が独自の財源でその部分を補填せざるを得ない状況に陥る可能性があります。

よって上記の懸念を解消し、公平な教育機会の確保と子育て世代の負担軽減を実現するため、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 学校給食費の無償化は、保護者や地方自治体に一切の負担が生じないよう、国の責任において必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みを構築すること。特に、給食費支援の基準額は、平均額に基づく画一的な支援ではなく、地域の実情や栄養充足、さらに物価高騰に対応した制度設計とし、自治体間の格差が生じないよう十分な配慮をすること。
- 2 制度設計にあたっては、学校給食の実施主体である地方自治体の意見を十分に反映し、現場が混乱なく円滑に実施できる、実効性のある仕組みとすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和7年 12 月 18 日

沖縄県豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣、文部科学大臣